

モザンビーク滞在に伴う身分証携行について（注意喚起）

平成25年4月1日
在モザンビーク日本国大使館

在留邦人の皆様

当地政府機関よりモザンビーク滞在に伴う外国人に対する身分証の携行について以下の内容の注意がありました。

- ・外国人は常に有効期限内のパスポート又は任国発行の身分証明書（原本）を携行しなければならない。
- ・コピーは不可（原本証明されたものでも不可）。
- ・原本を所持していない場合は警察に拘束される可能性がある。
- ・拘束された場合は原本を提出すれば解放される。
- ・パスポートを紛失した又は奪われた場合は早急に最寄りの警察にて盗難証明を取得して欲しい。

以上が主な内容になりますが、原本所持が基本となりますので上記の内容を十分理解しトラブル等に巻き込まれないよう注意してください。

在モザンビーク日本国大使館

TEL： 21－499819／20（土日祝日を除く8：00～17：00）
84－4171150（土日祝日）